

人事院会議議事録

会議日

令和6年2月29日木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (事務総局)
神宮司企画法制課長

議題

人事院規則1—5（特別職）の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則1—5（特別職）の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則1—5(特別職)の一部改正について

令和6年2月29日
官房部局

1 改正の内容

国家公務員法においては、同法が適用されない特別職の国家公務員を具体的に列挙して定めている(第2条第3項)。このうち宮内庁の特別職については、その一部を人事院規則で指定することとしており、人事院規則1—5(特別職)で具体的な官職とそれぞれの人数を規定している。

同規則で規定されている特別職のうち、上皇の側近奉仕事務を分掌している上皇侍従については、御退位に伴う諸儀式・諸行事が終了し、仙洞御所への御移居も完了したため、令和6年4月1日【P】から定員を1人減員して6人とすることが予定されている(宮内庁組織令(昭和27年政令第377号)の一部改正)。

また、上皇及び上皇后に関する医事を分掌している上皇侍医については、両陛下が御高齢となられ、御健康管理に万全を期する必要があるため、同日から定員を1人増員して5人とすることが予定されている(同令の一部改正)。

これらを踏まえ、同規則で規定している上皇侍従の人数を6人に、上皇侍医の人数を5人に改める。

2 公布日・施行日

令和6年●月●日(宮内庁組織令の一部改正政令の公布日・施行日と同日)

以 上